

京都府立北桑田高等学校美山分校 部活動規定

【部活動基本方針】

部活動は、学校教育の一環として、興味と関心を同じくする生徒が教職員等の指導のもと、自主的・自発的に行うものであり、日常の活動や、試合・大会・発表会等に参加し、より高い水準の技術や記録への挑戦等、活動を実践する中で楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらすものである。

また、自主的な活動や経験を通じて、心身の成長を高め、仲間との友情や社会性を身につけるとともに、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

【部活動規程】

(活動時間・休養日)

第1条 部活動の時間及び休養日の設定については、次のとおりとする。

- (1)活動時間
- | | |
|----------|-------------------------------------|
| 月・水 | : 15時45分から17時まで (朝練習を含め、2時間程度までとする) |
| 火 | : 14時40分から17時まで (朝練習を含め、3時間程度までとする) |
| 木 | : 13時55分から17時まで (" ") |
| 金・土・日・祝日 | : 午前もしくは午後4時間程度までとする。 |
- *長期休業中の練習については金・土・日・祝日の時間に準じる。

- (2)休養日
- 週あたり1日以上設定すること。

*月あたり2回程度、金・土・日に休養日を設定することが望ましい。

2 定期考査期間中(試験1週間前以降)については、第1条の終了時間内において、次の条件を満たす場合、1時間半程度の活動を認める。ただし、延長は認めない。

- (1) 公式戦を1か月以内に控えていること。
- (2) 活動に際して、顧問の付き添いがあること。
- (3) 試験1週間前を目途に、顧問を通じて実施届を提出すること。

3 年間活動計画、月間活動計画の提出

部活動顧問は、年度当初に参加大会、事業、合宿等を記載した年間活動計画及び活動時間、休養日を記載した月間活動計画を提出すること。

4 不祥事が起きた場合は、部で顧問と生徒指導部を中心に協議し、その結果を校長に報告する。

5 活動時間等の規定に反し、警告に従わない場合は、活動の停止や活動予算・補助等の打切り・減額等を行う場合がある。

(事故等の対応)

第2条 部活動中に事故(けが)等が発生した時は、現場付近の教職員が、校内連絡体制(保健部)に従って、管理職、保健部(養護教諭)に報告する。

2 必要に応じて救急処置をし、保護者に連絡する。

3 医師の治療が必要な場合。

- (1) 保護者に連絡し、来校(来院)を要請する。
- (2) 医療機関を受診させ、医師の指示に従う。
- (3) 生徒の移送は保護者が行う。但し、保護者による移送が困難な場合は、関係教職員と管理職が相談し対応する。緊急の場合は救急車を利用する。
- (4) 後日、けが等の状況について、生徒から顧問、担任、保健部等に速やかに報告させる。その後、顧問は管理職に報告する。

(部活動検討委員会)

第3条 部活動検討委員会を設置し、部活動の意義、運営や指導のあり方、部活動の活動内容、新たな部活動の発足等について検討するとともに、情報交換や共有する場として、共通理解のもと指導できる体制を構築する。

この規定は平成31年4月1日より適用する